

公布された条例のあらまし

佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例（条例第 41 号）

- 1 この条例は、手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、全ての県民が、聴覚障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会（以下「聞こえの共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とすることとした。（第 1 条関係）
- 2 聞こえの共生社会の推進についての基本理念を定めることとした。（第 3 条関係）
- 3 県の責務並びに県民及び事業者の役割について定めることとした。（第 4 条～第 6 条関係）
- 4 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進を図り、学校（県立学校を除く。）の設置者に対し、基本理念及び意思疎通手段の理解の促進に関する情報提供、助言その他必要な支援に努めるものとした。（第 7 条関係）
- 5 県は、障害者基本法第 11 条第 2 項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、基本的施策の推進に当たっては、聴覚に障害のある人等と連携して推進するための体制を整備するものとした。（第 8 条関係）
- 6 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町その他関係機関と協力し、啓発及び学習の機会の確保に努めるものとした。（第 9 条関係）
- 7 県は、聴覚に障害のある人が円滑に県政に関する情報を取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、意思疎通手段を用いた情報発信に努めるものとした。（第 10 条関係）
- 8 県は、災害その他の非常の事態において、聴覚に障害のある人が障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町その他関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第 11 条関係）
- 9 県は、市町その他関係機関と協力し、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通の支援を受けることができる体制を確保するよう努めるとともに、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び資質の向上を図るものとした。（第 12 条関係）
- 10 県は、県民からの聞こえ、補聴器具等に関する相談を受け付け、また、支援を行うための拠点の整備及び充実を図るものとした。（第 13 条関係）
- 11 県は、聴覚に障害のある人が利用しやすいサービスの提供及び聴覚に障害のある人が働きやすい環境の整備等を行う事業者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとした。（第 14 条関係）
- 12 県は、聴覚に障害のある人等が意思疎通手段の発展に資するために行う調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとした。（第 15 条関係）
- 13 県は、意思疎通手段の普及及び利用の促進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第 16 条関係）

14 この条例は、公布の日から施行することとした。